

2 CALENDAR

2024年2月のトピックカレンダー

地域活動×SDGs

年末夜警事業

地域活動協議会では毎年、年末夜警を実施しており、多くの参加者が地域を夜間パトロールし、注意を呼びかけて、安全・安心なまちづくりに寄与しています。

協働まちづくり推進課(市民活動推進)

6576-9884 FAX 6572-9512

tg0002@city.osaka.lg.jp

日 SUN.	月 MON.	火 TUE.	水 WED.	木 THU.	金 FRI.	土 SAT.
各種イベント、催しは悪天候などにより、中止・変更となる場合があります。				1 ●行政相談	2	3 ●おもちゃ病院
4	5 ●歯科健康相談	6 ●法律相談 ●ごみ分別相談・フードライブ	7	8	9 ●移動図書館 ●精神科医による相談	10
11 建国記念の日	12	13 ●法律相談 ●結核健診 ●移動図書館	14	15	16	17 ●乳がん・大腸がん・肺がん・特定健康診査
18	19	20 ●法律相談	21	22 ●精神科医による相談	23 天皇誕生日 ●第5回キッズスポーツファン	24 ●八幡屋deらくご
25 日曜開庁 ●第26回春いちばんふれあいフェスティバル	26 ●酒害教室	27 ●法律相談	28	29 ●港区在宅医療・介護連携推進事業区民講演会		

※は掲載ページを表しています。

個人市・府民税の申告受付が始まります

個人市・府民税の申告は、送付または大阪市行政オンラインシステムによる申告をお願いします。なお、申告書は、大阪市ホームページで源泉徴収票などをもとに作成いただけます。

申告のお知らせ

申告方法・受付期間

1 市税事務所あて送付による申告：受付中(3月15日(金)まで)

2 大阪市行政オンラインシステムによる申告：受付中(3月15日(金)まで)
●令和5年中に収入がある方【給与所得・雑所得(公的年金等・業務・その他)の申告のみ】
●令和5年中に収入がない方

3 窓口での申告(土・日・祝日を除く)
※受付期間の最初・最後の1週間や、午前9時台は混雑が予想されます
●市税事務所窓口：弁天町市税事務所
日時：2月1日(木)～3月15日(金)
【平日9時～17時30分(金曜日は9時～19時)】
※弁天町市税事務所では、大阪市行政オンラインシステムによる窓口来所予約の受付を行っています。窓口での待機時間短縮、混雑緩和のためにぜひご利用ください
●区役所臨時申告会場：港区役所臨時申告会場の開設はありませんのでご注意ください。
(弁天町市税事務所窓口へ統合しました)

問合せ 弁天町市税事務所 市民税等グループ(個人市民税担当)
☎ 4395-2953 FAX 4395-2810
※問合せ可能日時：平日9時～17時30分(金曜日は9時～19時)

港税務署からのお知らせ

確定申告は、自宅からスマホで申告してみませんか？

スマホ×マイナンバーカード e-Taxが便利！

港産業会館において確定申告会場を開設します。

開設期間 2月16日(金)～3月15日(金)
9時15分～16時(土、日、祝日を除く)
※2月16日及び3月11日以降は非常に混雑します

問合せ 港税務署(代表) ☎ 6572-3901
※8時30分～17時(土・日・祝日を除く)

ご存知ですか？「障がい者控除対象者認定書」

身体障がい者手帳などの交付を受けていない方でも、65才以上で、ねたきり高齢者または認知症高齢者の方は、その程度が交付基準に準ずる場合、申請により「障がい者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 保健福祉課(福祉) ☎ 6576-9857 FAX 6572-9514

介護サービス利用にかかる費用の医療費控除について

医療系を中心とした介護保険サービスを利用した場合の利用者負担は、医療費控除の対象となる場合があります。対象となる利用者負担は、次のとおりです。いずれも「領収証」が必要となります。

【施設サービスの利用者負担額】

1 介護療養型医療施設 2 介護老人保健施設 3 介護老人福祉施設 4 介護医療院

の利用料・居住費・食費の利用者負担額 ※3は1/2相当額

【居宅サービスの利用者負担額】

1 医療系サービスの利用者負担額(訪問看護・通所リハビリテーションなど)

2 福祉系サービスの利用者負担額(生活援助中心型を除く訪問介護・通所介護など)

※福祉系サービスは、医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象

【介護福祉士等による喀痰吸引等が行われたとき】

本来医療費控除の対象とならない介護サービスであっても、介護福祉士等による喀痰吸引・経管栄養が行われたときは、当該居宅サービス等にかかる自己負担額の1/10が対象。

【おむつ代】

おむつ代の医療費控除を受けるには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、要介護認定を受けおむつを使用している方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、医師の証明に代わる「確認書」を、お住まいの区の区役所の介護保険の窓口で交付できる場合があります。

問合せ 保健福祉課(介護保険) ☎ 6576-9859 FAX 6572-9514

広告 掲載広告は大阪市が推奨等するものではありません

「広報みなと」に
広告掲載しませんか？

申込期間 2月5日(月)～29日(木)
※令和6年4月号のお申込みは2月9日(金)までです

年間契約や2枠以上のお申込み大歓迎！継続割引や枠数割引もありますので、ぜひお申込みください！詳しくは、ホームページをご覧ください。

問合せ 総務課(総合政策) ☎ 6576-9683 FAX 6572-9511

能登半島地震復興支援
第15回天保山まつりを開催します！

みなとオアシス大阪港・天保山のにぎわい形成に向けて、次のとおり開催します。

開催日時 3月3日(日) 11時～15時

開催場所 天保山公園内(築港3-2)

開催内容 音楽ライブ、フラダンスほか(飲食ブースはありません)
※荒天中止

主催者 築港・天保山にぎわいまちづくり実行委員会

※詳しくは、天保山まつり公式HPを検索

問合せ 協働まちづくり推進課(エリア開発推進) ☎ 6576-9978